

Title	民事判例管見誌 (二)
Sub Title	
Author	峯岸, 治三(Minegishi, Haruzō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1924
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.3, No.2 (1924. 7) ,p.132- 152
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19240705-0132

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

民事判例管見誌 (二)

峯 岸 治 三

三、私生子の認知と不當利得

大正十三年一月二十四日第二民事部判決(大審。民。判。第三卷。第二號四五頁以下)〔破毀差戻〕。

關係條文、民、七〇三條、民、七三三條、民、八三二條、民、九五六條、民、九五七條。

この事件は第一審が千葉區裁判所で、第二審が千葉地方裁判所である。

○事實 上告人原告Aの母Bは其夫が死亡した時、當時五歳であつたAを養育して獨身生活をしてゐたところ、被上告人(被告)CはBを誘惑して大正八年五月中受胎せしめた。そこでBはCに對し其子(D)が出生した曉には、之を引取り養育するか、さもなければ當分自分が養育するから養育費を出して貰ひ度いと請求した。

其後大正九年二月十一日BはDを分娩したが、CはDを引取もせず認知もしな

かつた。こゝに於て、Bは止むを得ずDを養育してゐたのである。然るに、後DはCに對し認知請求の訴を起し勝訴したので、Cは大正十年四月十日Dを引取り同月二十一日自己の庶子として入籍手續をした。そこでBはCに對しDの扶養のため金銭を支出したことに關して不當利得返還請求権を取得したが、返還を受けずして死亡したから、Aが其の遺産相続人として返還を求めたのである。

之に對し、Cは自分がDを認知した以前に於ては、BはDに對し第一順位の扶養義務者であるから、Dを扶養したとしても斯の如き不當利得請求権などを取得する譯がない——と争つた。

原審はCの主張するところを尤もだとして、Aの請求を排斥したのである。

こゝに於てAは上告して大體次のやうに主張した、即ち

一、子は原則として父の家に入るべきもので、私生子の認知は出生の時に溯つて其效力を生ずるものである(民、七三三、一)故に父が一度認知した以上は其子は父の庶子として親子關係を確立するものであり、また出生の時に溯つて當然父の家に入るべきものである。即ち認知以前に母の家に入つたことは一時的の現象で、

認知に因り其子は始めから母の家に入らなかつた結果となるのである。

二、民法第九五六條但書から考へて見ると、CがDを認知した結果Dを養育する義務は始めからCになければならぬ。従つて、CはBに對して養育費を償還する義務がある譯である。

三、ところが、原判決は元來父母は其子に對して同順位の扶養義務者である。

従つて原則として各々其資力に應じて其義務を分擔すべきであるが、子が母の家に在る間は母は先づ之を扶養しなければならぬから、子は權利として母の扶養を受けるのである。従つて父の認知が無いため母の家に在ることが一時的現象であつても、これは扶養關係に於ては重要な事實にして、子の受けた扶養は子が母に對する權利であり、母がなした扶養は母の義務の履行に外ならぬ、だから不當利得の問題を生ずる餘地がないと判示したが、Dを認知した以上はDは曾てBの家に入らなかつた者と考へべきは前述の通である。従つて、Dに對する扶養義務は最初からCに於て負擔すべきであるから、BとCとの關係にあつては、Cが當然なすべき扶養をBになさしめたことになり、Cは不當利得をしたと云はねばなら

ぬ。

五、のみならずBとCとの資産の側から考へて見ても、Bは全く資力なくDを自ら養育することが出来ないのに反し、Cは相當の資産家である。

斯の如く考へ來らば、CはBに對し其養育費を償還しなければならぬ。然るに原判決は斯の如き場合には不當利得の問題を生じないとして、Aの請求を斥けたもので當然破毀せらるべきものだ——と主張した。

○判旨 之に對し大審院は、父ノ認知前母ガ子ヲ養育シタルトキハ其ノ認知アリタル後父ニ對シテ不當利得返還ノ請求ヲ爲スコトヲ得ト判示した。

大審院は其理由を大體次のやうに説明した、即ち

一、父の認知に因り其家に入るべき私生子が、認知がないため母の家に入つてゐる場合には民法第九五五條及び第九五六條により、母は父に先ち其子に對し扶養義務を履行すべきであるが、後に至り父が其子を認知したなら民法八三二條により父は最初より母に先ち扶養義務を履行すべきものと看做される。故にCがDを認知した以後にあつては、Bの出捐の法律上の原因を欠くことゝなり、Cは之

に因つて不當に自己の義務を免れたこととなる。

二、然るに原判決はこの場合に不當利得返還の請求權なしとしたのは、法律の解釋を誤れる違法があると云はなければならぬ。

○管見 元來父母は同順位に於て其子を扶養すべき義務を負ふものである。

併し乍ら同順位の扶養義務者間に於ては、其家を同じうする者と然らざる者とある場合には、其家を同じうする者先づ扶養の義務を負担しなければならぬ。(五條九六)

そこで私生子の場合に就いて考へて見れば、私生子の母は其出生届に於て之を明にしなければならぬ、従つて私生子の出生に際し適法に戸籍吏に其届出をなしたならば、母の誰であるか不明であると云ふ場合はない。しかし乍ら實際には種々なる事情の下に母の知れぬ場合もあらう。そこで民法に於ても母の認知と云ふことを認めてゐるのであるが(七條佛民三三五條—三三三)、先づ特種の事情の無い限り、

私生子は其母の家にあるものと云ふことが出来やう。然らばこの場合の扶養義務者は誰であるかと云ふに、其母であることは言ふを俟たぬ所である。故に父の認知以前に於ては母たるBが其私生子であるDを扶養すべきは母たるの義務に

して又、子が其扶養を受くるは子たるの権利であることは原判決の示した通りである。この點に就いては私も何等異存が無いのである。併し乍らこれは認知以前のことであつて、一度父の認知があつた場合には以上の關係に何等の影響を及ぼさぬであらうか。私はこの點に就いて、原判決の主旨に疑なきを得ないのである。従つて私は母の私生子に對する扶養と父の認知との間に存する法律關係を考察しなければならぬ。そして之を考察するには、まづ認知の性質效力及び其效力發生の時期に就いて一言したいと思ふ。

親子關係は一つの事實關係である、即ち出生と云ふ一つの事實によつて親子の關係が生ずるのである。言ひ換へれば子たる身分は出生によつて定まるものである、併し乍らこの事實をそのまゝ法律事實として、一樣なる、法關係を生ぜしむるものではない。法律は一面に於て自然の親子關係に就いて規定を設けて、をると共に、他面に於ては擬制による親子關係を認めてゐる。従つて法律上の親子關係と事實上の親子關係との範圍には廣狹の差がある譯である。また凡そ子にして親のない者はあるまい、縱令現存することなくとも必ず其父母は存在してゐた

ものである。然るに法律上に於ては必しもかくの如く断定するを得ないのである。即ち父母共に認知しない子は法律上に於ては父母なき者であつて、親子関係を認むることが出来ぬ。この點に於ても亦事實上の親子關係と法律上の親子關係との範圍に差がある譯である。即ち認知以前にありては親子の關係は一つの事實關係に止るのであるが、認知により始めて法律上其關係が確定する。言ひ換へれば認知により子たる身分が発生するものではなく、認知はたゞこれを法律上に表明するものである。従つて其効力は、認知者と被認知者との間に親子の關係を確立することゝなる。故にこの關係に従つて、或は權利を取得し、義務を負担し若くは無能力を來すことがある。今其權利義務のうちで本件の場合を考へて見ると、認知によりて認知者と被認知者との間に相互に扶養をなすの權利義務を生ずるのである。而して認知の効力は原則として出生の時に溯及する(民、八三。二條)。蓋し親子の關係は出生の當時既に發生するものなることは前述の如くであり、認知によりて其の關係が適法に表明されたに過ぎぬからである。たゞこの効力の溯及を以て絶對的のものとなす時は第三者の既得權を害する虞があるから、この場合には

例外としたのである。

然らば本件に於てCがDを認知する以前Bは之を扶養しなければならぬのは、素より論を俟たぬ所であるが、一度Cが認知したならば其認知の効力は民法第八三二條本文により、出生の時に溯及することゝなる。然らば認知者CはDの出生の當時既に第一順位の扶養義務者たりし者と云はねばならぬ。果して然らば自己より下位の扶養義務者(民、九五、六條、民、九五、五條參照)、又は扶養義務なき者が扶養をしてゐた場合にありては、其子の出生以後の扶養に對して賠償しなればなるまい。即ちBはCの認知により、最初よりDを扶養すべき第一順位に非ざる者となる。して見ればCの認知が、Dに對するB及びCの扶養關係に大なる影響を及ぼすことゝなるのである。原審がこの關係を無視して、認知以前に於けるBがDに對してなした扶養を其義務の履行であり、従つてCはBに對して之を返還することを要しないと論じ去つたのは誠に遺憾に堪へぬ次第で、私は却つて上告論旨並に大審院の判旨に賛意を表したのである。

四 家族の結婚式舉行に對する戸主の同意と其取消

大正十二年十二月二十七日第二民事部判決（大審、民判、第二卷第
十二號六九六頁以下）（破毀差戻）。

關係條文、民、七五〇條。

この事件は第一審が福井地方裁判所で、第二審が名古屋控訴院である。

○事實 上告人（被控訴人原告A）はBの長男であつて、Bと其母（即ちBの妻並に親族一同の同意の下に明治四十三年五月二十三日父Bの家に於てDと結婚の式を挙げた。即ちBは其の子Aの爲めに妻を物色して貰受け結婚式を挙げ親族故舊を集めて之を披露した次第である。其後ADは事實上夫婦として同棲し、Dが妊娠分娩に及んで明治四十四年十一月二十一日戸主の連署なくして婚姻の届出をした。ところが父Bは婚姻届に自分の同意がないと云ふ理由で、明治四十五年四月二十一日Aを離籍する旨の届出をしたのでAは止むなく一家を創立したのである。其後Bは大正十年九月三十日死亡し、被上告人（控訴人被告E）は家督を相続したからAは自分が結婚式を挙げたのは亡父Bの同意があつたからである、故に亡父の爲した離籍届は正當でない——と主張した。そこでEはAD間の結婚式を舉ぐることにBが同意し、其後ADが同棲してゐる事實は認めるが、Aは前戸

主即ちBの同意を得ずして婚姻の届出をなしたからBのなした離婚届は正當である——と答辯した。

原審はEの答辯を尤もとしてAを敗訴とした。

そこでAは上告して大體次のやうに主張したのである。

一、民法第七五〇條の戸主の同意権は、絶對無限のものではない。従つて結婚式舉行に際して同意を與へながら、婚姻届を爲すにあたり同意がなかつたと云つて離婚するのは戸主權の濫用である。

二、民法第七五〇條の戸主權の範圍に付いては、まだ大審院の判例を知ることが出来ないが、民法第七四九條に付いては、其判例がある。(大正六年(一)第五二九號、明治三四年(一)第四六八號、明治三三年(一)第四號)。この場合の居所指定權が、絶對無限のものでないと云ふ主旨は、又第七五〇條の場合にも認められる。

○判旨 之に對して大審院は次の様に判示した、即ち

「一、戸主カ家族ノ結婚式舉行ニ同意シタルトキハ反證ナキ限リ他日結婚ノ届出ヲ爲スコトニ付豫メ同意ヲナシタルモノト解スルヲ相當トス

二、戸主カ豫メ爲シタル右ノ同意ハ有效ニシテ之ヲ取消スコトヲ得ザルヲ原則トス但一家ノ維持發達ニ害アル重大ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ非ラス」大審院は其の理由を概略次の如く述べた、即ち

一、結婚式は男女の婚姻の合意を表徴するものなる故、戸主が家族の結婚式舉行に同意したる事實あらば、其戸主は家族の婚姻の合意に付同意を爲したるは勿論反證のない限り他日婚姻の届出を爲すことに付豫め同意を爲したものと解するのが相當である。

二、戸主が豫め婚姻の届出に付同意を爲すことは法律上有効で、戸主と雖も濫に其同意を取消すことは出来ぬ。唯婚姻の届出以前に一家の維持發達に悖戻する重大事由が婚姻合意者に發生した時は別問題である。

○管見 私はこの事件を面白く讀んだ。そして第一審と第二審との戸主權に就いての考へ方、並に大審院が與へた解決とを綜合して深い興味を感じたのである。過去に於て打立てられた概念を排斥することは、他面に於ては其概念を新時代に醇化せしめることであり、新時代に應化せしめることは或意味に於て、其概念

の進展であると云ふことが出来るであらう。然らば舊概念の排斥と云ふことは新概念の現出と云はんより、寧ろ其進展と見ることが必しも合理的でないであらうか。かくの如く過去の概念を排斥しつゝ、新時代に醇化するところに、法律學の進歩が認められるのである。

今や所有權に對する吾人の概念は變遷しつゝある。契約自由の原則に就いても、吾人は之を絶對のものとして受入れることを躊躇しなければならぬ。併し乍ら、斯の如き現象は單に之を財産權の範圍にのみ限るべきものではない。同様な現象は又、身分權の方面に於ても認めなければならぬ。或はまたかゝる現象は、私法の獨占すべき性質のものではなからう、公法に於ても亦研究せらるべき問題ではなからうか。要するに法律全體として考へねばならぬ問題であり、社會的妥當性の立脚點から眞面目に批判せられねばならぬ問題である。吾人の權利に對する概念構成は、能動的方面のみを以てしては十分でない、宜しく其受動的方面をも觀察せねばならぬ。こゝに於てか吾人は、權利の絶對性無限性なるものを不變の眞理として甘受することが出来ぬ。權利の絶對性無限性なる前には、吾人は先

づ懷疑の眼を以て臨まざるを得ないのである。

讀つて戸主權の沿革を案ずれば、それは家族制度の歴史である。即ち初代ローヤ等に於ける嚴格なる家族制度時代にあつては、家長の權力絶大にして所謂生殺與奪の權を恣にした。この時代に於ける家長權は、或は絶對無限性を具有してゐた。云ふも可であらう。併し乍ら、歐洲にありては或はキリスト教の唯一神的教義の影響をうけ、或は商工業の勃興により、或は其の他種々なる原因により早くから家族制度は崩壞に歸した。我國に於ても家族制度の歴史は、之を大體三つに分けることが出来ると思ふ、即ち家長が絶大なる權力を有したる時代及び大寶令以後に於て以前の極端なる家族制度を緩和し家長權に多少の變遷を來し、其後此制度が發展したる時代、及び維新以後に至つては歐洲文化の輸入と共に、家族制度に一大影響を及ぼし、従つてまた家長權即ち戸主權は益々其範圍を縮少せらるゝに至つた時代とすることが出来る。併し乍ら、其後もなほ我が家族制度は種々なる形に於て漸次色が褪せて行くことは、嘗て私が本誌上に一言したことがある。故に私は家族制度が其過程に於て、現在は既に其第四期に入りつゝあるものと思

ふのである。従つて戸主權も亦其後を追はなければならぬ以上、之に對して絶對性などは勿論思ひも寄らぬことであるが、尙又其範圍も極めて狭少に解すべきであることは戸主權の觀念を現代に應化せしめることに於て、必要なことでありまたさうすることが合理的ではなからうか。

我民法の下に於ても戸主權の主要なるものは、家族に對する監督權のみである。然るに其監督權も一方に於ては親權若くは後見の制度あるを以て、大なる制限を加へられてゐると云はねばならぬ。かくの如く考へ來らば、益々戸主權の薄弱なるを感ずる次第で、戸主たる者が慎まざる可からざるは正しくこの薄弱なる戸主權の濫用であると云はざるを得ぬ。

監督權としての戸主權は、同意權及び居所指定權を以て主たるものとす。而して戸主權は最早一つの權利であると觀察するよりも、一個の義務である範圍を多量に包容してをると解すべきではあるまいか。即ち家族の利益を助長して其幸福を増進することが、延いては一家の利益ともなるのである。従つて戸主權が監督權たるの所以は此處に在るのであつて、往時の家族制度旺盛なる時代に於て

は、それは監督權と云はんより寧ろ支配權乃至命令權であつたのである。即ち戸主は戸主として其權利を行使する上に於て、其戸主權を行使せらるゝ者の利益を十分に考慮する所がなければならぬ。従つて戸主が戸主として權利を行使する場合には又、戸主一個人として自己の權利を行使する場合と區別しなければならぬ。言ひ換へれば相手方の利益を尊重すると云ふ半面には、自己の私的利益乃至感情に支配せられてはならぬと云ふことになるのである。それ故に戸主權の行使につき、そこに少しでも戸主の私的利益乃至感情と云ふものに支配されたところがあるならば、それは最早正當なる戸主權の行使の範圍を超過したものと云はねばならぬ。たゞ相手方の利益を尊重すると共に、他方に於て家の利益をも考へねばならぬことは素より戸主權の本來の性質に基く所であるが、今や家族制度は其第四期に入つてをることは既に前述したる如くであるから、濫に家の利益を主張して家族の利益を侵害することになる時は、これまた戸主權の正當なる行使と云ひ兼ねると思ふのである。故に私は戸主權の行使に際し、先づ第一に考慮しなければならぬのは家族の利益であり、第二に其利益を保護することが家の利益に如

何なる結果を齎すかを考察すべきであり、若し家の利益がこれに依つて害せらるゝことある場合には、こゝに始めて離籍權若しくは復籍拒絶權の如き従たる戸主權の行使あつて然るべきものと考へる、否寧ろ場合によつては家族の利益のために、或は家の利益の一部はこれを提供しても妨げなくはあるまいか。蓋し斯く解することにより、現時の家族制度の變遷と社會的妥當性との間に調和點を見出すことが出來ると考へるからである。勿論家の利益を没却するに至つては、或は戸主權の存在の理由を全く滅却するに至るから、この點は大いに考慮し各々具體的事實につき之を決するの外はないのである。兎に角以上述べて來たやうな次第であるから、戸主權は先づ第一にこの點に於て、大いに其範圍を制限せられてゐると云ふことは忘るべからざるところである。

例へば居所指定權につき考へて見るも、戸主は自己の義務的立場を先づ自覺しなければならぬ。しかのみならずこの居所指定權なるものも、扶養の必要を感じない未成年者に對しては事實上何等の効果なく、又法定推定家督相續人に對しても同様である。

(法曹記事第九卷二七三五頁には法定ノ推定家督相續人タル成年ノ家族ガ戸主ノ意ニ反シテ居所ヲ定メタルヲ以テ戸主ハ相當ノ期間ヲ定メ其指定シタル場所ニ居所ヲ轉スヘキ旨ヲ監督セシモ之ニ應セサルトキ

ハ戸主ハ其家族ヲ離籍スルコトヲ得ヘシト云へるは誤れリ。尙又未成年者に對しては離籍を爲す能はざるにしても、居所指定權に服さぬときは戸主は扶養の義務を免るゝことゝなるから(九、七四)立法上片手落の感があり、従つてまたこゝに戸主權の濫用の虞があるやうに思はれる。斯の如く居所指定權も其範圍極めて狭少であり、其效果に於ても必しも大なるものと云ふことは出來まい。加之判決も其濫用を戒め之に制限を加へてゐる(居所指定權の濫用に関する判決は極めて多い、今其の二三を擧げて見やう四〇・七・二、長崎控訴判同年一〇・一〇、八、大阪地方判・四四・五・二二、名古屋控訴判・大正四・二・一三、東京地方判・大正六・一〇・一九、東京控訴判等)。居所指定權にして以上述べたところの如くであるからには、同意權にしても亦同様であらねばならぬ。何となれば、監督權としての戸主權の一つである居所指定權にして極めて範圍の狭いものである以上は、他の一つである同意權にしても絶對無限たるべき筈がないのである。唯この場合にありては前述せる第七四九條第三項と異り、法定推定家督相続人と雖も離籍することが出來ると云ふことになるが、これは解釋論としては或は正當であるかも知れぬ。併し乍ら性質上この二つの場合を區別すべき何等の理由がない、即ち立法論としては大いに反省を要するところであらう(牧野博士日本親族法論一一四頁參照)。私は第七四四條全體としても異論の存する所であるが、

其第二項の規定が存在するために斯の如き相異を齎したのであつて、同條全體を直に削除することが出来ないならば、同條第二項は是非共改めて欲しいと思ふ。兩者間に既に何等區別すべき根據がないとしたら、此の點につき同意權は又事實上制限されるべきではなからうか。即ち戸主たる者は第七四四條第二項あるを幸ひに濫に其同意を拒み以て推定家督相續人の離籍を企てゝはならぬ。斯の如く立法上に欠點がある以上、吾人は出來得る限り戸主權の濫用と云ふ武器をかりて推定家督相續人の利益を保護すべきである。

戸主が家族の婚姻に對し同意權を有するは、一面に於て家の利益のためであり他面に於て家族の利益のためである。併し乍ら戸主が一度家族の結婚式舉行に同意し之に基いて家族が共同生活を營むに至りたる時、其後濫に之を取消することあらば、家族はこれがために其利益を害せらるゝこと著しいと云はねばならぬ。原審は「戸主ノ同意權ハ一家ノ統轄上與ヘラレタル權利タルニ過キスシテ婚姻成立ノ要件ニ非ス從テ家族ニ於テ離籍ヲ甘受スル意思ナルニ於テハ戸主ノ同意ナクトモ其ノ婚姻ヲ遂行スルニ妨ナク云々」と云つてゐるけれども、戸主の同意は全

然婚姻成立の要件を爲さぬと云ふことは出来まい、即ち其實質的要件を爲すものにして、唯それが絶對的のものに非すと云ふのである。又家族にして自己に離籍を甘受するだけの理由がある場合は、兎も角、何等かゝる理由なきに拘らず、唯婚姻を繼續させるがために不當なる制裁を忍ぶものがあらうか、之を全く家族の利益を無視したるものにして、吾人は之を以て「戸主權ノ行使ト家族ノ自由トハ相悖ル所ナク民法ニ於テ婚姻ニ對スル戸主ノ同意權ヲ認メタル主旨ヲ貫徹スルヲ得ヘキナリ」とは到底考へることが出来ぬ次第である。

戸主が結婚式に同意を與へたるは、其後に當然來るべき婚姻届出即ち事實關係の法律化を確保するものである。故に婚姻届に對し同意を與へざるは、何等の故なく之を拒むと同様にして、素より戸主權の正當なる行使ではない。そののみならず、戸主權は其性質上自ら行使の限界が定つて居ることは既に論じて來た如くであるから、決して「戸主ハ自由ナル意思ヲ以テ其ノ同意不同意ヲ決定シ得べきものではなく、又法典上戸主權の定義は無いにしたところで、其性質上の制限は當然受くべきものであつて、婚姻ニ對スル同意權ニ制肘ヲ受クヘシトスル法文上ノ根

據ヲ發見スル能ハス」と論斷する譯にはゆかぬのである、又父或は母として子の婚姻に同意し乍ら同時に戸主として之に反對するは、これもまた妥當たるを得ないであらう(法配・一八號、二七頁參照)。或は又た家族の婚姻届を戸主自ら戸籍役場へ持参したとするも、若し其届出書に戸主の署名捺印がない場合には、之を以て戸主は全然婚姻に同意なきものと云ふべきか(五・二・六、大控訴判)。戸籍法第五八條は一個の手續を規定するものなるが故に、之を以て同意の事實を全然否定することが正當であらうか。要するに各具體の場合に就いて之を決すべき問題ではあらうが、劃一的に否定し去ることを得るであらうか。

斯の如く結婚式に際し戸主の與へた同意は、將來婚姻届に於て爲すべき同意に一定の拘束を與ふるものである。故に若し其同意を取消す時は、事實上及び法律上に於て甚だ面白からぬ悲惨な結果を生ずることゝならう。或は又婚姻届に於て同意をなしたる戸主が、其届出後自己の與へた同意を取消し得るであらうか。斯の如く考へ來らば大審院が所謂「一家ノ維持發達ニ害アル重大ノ事由」は出「來る」丈け之を狭い範圍に限定し、一方家族の利益は能う限り之を保護する必要がある

と思ふ。かゝる場合に於て、私は特に戸主權の行使につきまづ家族の利益を考察し、或程度まで家の利益をも之に提供しなければならぬと感ぜざるを得ないのである。